

四日市市告示第 167 号

四日市市多面的機能支払交付金交付要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

四日市市長 田中俊行

#### 四日市市多面的機能支払交付金交付要綱

##### (通則)

第1条 四日市市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年政令第347号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第14号）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成27年4月1日付26農振第2155号。以下「国要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成27年4月1日付26農振第2157号。以下「国要領」という。）、三重県多面的機能支払交付金実施要領（平成27年4月1日制定）に基づいて活動組織等が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

##### (定義)

第2条 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5の1に規定される活動組織又は広域活動組織をいう。

##### (交付の対象及び交付額)

第3条 交付の対象及び交付額は別表1に掲げるとおりとし、活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動について交付の対象とする。

##### (交付金に係る会計経理)

第4条 交付を受けた活動組織等は、別表2の交付金欄に掲げる1の経費と2の経費を区分しなければならない。

(申請手続き)

第5条 交付金の交付を受けようとする活動組織等は、第1号様式(その1)により市長が別に定める期日までに申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請について交付金を交付することを決定したときは、第2号様式(その1)により活動組織等に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 申請の取り下げ期日は交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、活動組織等は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の取り下げがあったときは、交付金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付金額の変更)

第8条 活動組織等は、事業計画の変更等により交付金の額を追加又は減額する必要があるときは、第5条の規定に準じて第1号様式(その2)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請について交付金を追加又は減額することを決定したときは、第6条の規定に準じて第2号様式(その2)により活動組織等に通知するものとする。

(前金払の請求)

第9条 交付金の交付に当たっては、前金払とすることができる。

2 活動組織等は、第6条及び第8条に規定する交付決定の通知を基に交付金の前金払を受けようとするときは、第3号様式により市長に請求しなければならない。

(状況報告)

第10条 市長は、活動組織等が行う活動を適切に実施させるため、必要に応じ活動組織等に活動の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第 11 条 活動組織等は、国要綱の別紙 1 の第 6 の 7 及び別紙 2 の第 6 の 7 に規定する実施状況の報告書を活動を実施した翌年度の 3 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実施状況の報告は、規則第 13 条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

(交付金の額の確定)

第 12 条 市長は前条に規定する実施状況の報告を受けたときは、国要領の第 1 の 10 及び第 2 の 11 に基づく実施状況の確認を行い交付金の額を確定するとともに、第 4 号様式によりその旨を活動組織等に通知するものとする。

(活動の廃止)

第 13 条 活動組織等は、交付金の対象となる活動を廃止しようとする場合においては、第 5 号様式により市長に申請しなければならない。

(交付金の返還)

第 14 条 市長は、国要綱の別紙 1 の第 10 及び別紙 2 の 10 に規定される返還が生じた場合、又は前条に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに国要領の第 1 の 16 の (2) のア及び第 2 の 18 の (2) のアに規定される手続きにより返還させるものとし、第 6 - 1 号様式により活動組織等に通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織等は、速やかに第 6 - 2 号様式を提出しなければならない。

3 市長は、前項に対して適当と認める場合は、第 6 - 3 号様式により交付金の返還方法に係る承諾書を活動組織等に通知するものとする。

4 前項の承諾を受けた活動組織等は、市長が定める期日までに交付金を返還しなければならない。

(交付金の持ち越し)

第 15 条 活動組織等は、事業計画に定める活動期間内において、各年度の終了時点で生じた農地維持活動又は資源向上活動に係る交付金の残額を翌年度の経理に含めることができるものとする。

ただし、農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金と、資源向上活動（長寿命化）に係る交付金は、区分して経理に含めなければならない。

(交付金の清算)

第 16 条 市長は、国要領の第 1 の 12 の (1) 又は第 2 の第 13 の (1) に規定される清算に係る返還が生じた時は、第 7 - 1 号様式により通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織等は、第 7 - 2 号様式を市長に提出し、市長が定める期日までに交付金を返還しなければならない。

(交付決定前の活動)

第 17 条 活動組織等は、交付金の交付決定前に農地維持活動及び資源向上活動に取り組む場合にあっては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組まなければならない。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(商工農水部農水振興課)

別表 1 - ①

| 交付の対象        |               | 地目 | 10 アール当たりの交付単価         |
|--------------|---------------|----|------------------------|
| 農地維持活動       |               | 田  | 3,000 円                |
|              |               | 畑  | 2,000 円                |
|              |               | 草地 | 250 円                  |
| 資源向上活動（共同）   | 100%単価        | 田  | 2,400 円 (2,000 円 (※2)) |
|              |               | 畑  | 1,440 円 (1,200 円)      |
|              |               | 草地 | 240 円 ( 200 円)         |
|              | 75%単価<br>(※1) | 田  | 1,800 円 (1,500 円)      |
|              |               | 畑  | 1,080 円 ( 900 円)       |
|              |               | 草地 | 180 円 ( 150 円)         |
| 資源向上活動（長寿命化） |               | 田  | 4,400 円                |
|              |               | 畑  | 2,000 円                |
|              |               | 草地 | 400 円                  |

## 【資源向上活動（共同）の交付単価について】

(※1) 農地・水保全管理支払の共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。

(※2) 資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」に取り組みない場合には、交付単価に5/6を乗じた（ ）内の単価とする。

別表 1 - ②

| 交付の対象        | 交付額   |
|--------------|-------|
| 地域資源保全プランの策定 | 50 万円 |
| 組織の広域化・体制強化  | 40 万円 |

別表 2

| 交付金                                      | 交付金の対象  |
|--|---|
| 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く） | 国要綱の別紙1の第4の農地維持活動、別紙2の第4の1の資源向上活動（共同）、同3の地域資源保全プランの策定及び同4の組織の広域化・体制強化に係る経費。 |
| 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）               | 国要綱の別紙2の第4の2の資源向上活動（長寿命化）に係る経費。   |

第1号様式（その1）

|       |       |
|-------|-------|
| 第 号   |       |
| 申請年月日 | 年 月 日 |
| 年度    | 第 回   |

## 年度 多面的機能支払交付金交付申請書

四日市市長

(組織の名称)

代表



多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

### 記

- (1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）  
金 円
- (2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）  
金 円

※1) 交付金の振込口座については、毎年度、第1回目の申請時に別添様式又は口座通帳の写しの添付により提出することとする。（交付金の追加又は減額申請時には提出不要）



第1号様式（その2）

|       |       |
|-------|-------|
| 第 号   |       |
| 申請年月日 | 年 月 日 |
| 年度    | 第 回   |

## 年度 多面的機能支払交付金追加（又は減額）交付申請書

四日市市長

（組織の名称）  
代表



年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった本交付金について、下記のとおり追加（又は減額）したいので四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第8条の規定により申請します。

### 記

- （1）農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）  
追加額（又は減額） 金 円
  
- （2）資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）  
追加額（又は減額） 金 円



第 号  
年 月 日

（組織の名称）  
代表 様

四日市市長



### 年度多面的機能支払交付金の交付決定について（通知）

年 月 日付で申請のあった 年度多面的機能支払交付金については、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第6条の規定により下記のとおり決定します。

#### 記

##### 1. 交付金額

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

金 円

- ・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円

##### 2. 交付の条件

交付金の受給対象者は、この交付金に関する関係法令、多面的機能支払交付金実施要綱（平成27年4月1日付26農振第2155号）、多面的機能支払交付金実施要領（平成27年4月1日付農振第2157号）、三重県多面的機能支払交付金実施要領（平成27年4月1日制定）並びに四日市市多面的機能支払交付金交付要綱に従わなければならない。

第 号  
年 月 日

（組織の名称）  
代表 様

四日市市長



年度多面的機能支払交付金の変更交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった 年度多面的機能支払交付金については、四日市市  
多面的機能支払交付金交付要綱第8条によって、下記のとおり決定します。

記

1. 変更後交付金額

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

金 円（変更前交付金額 金 円）

- ・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円（変更前交付金額 金 円）

2. 交付の条件

年 月 日付け 第 号で通知の条件に従わなければならない。

年度 多面的機能支払交付金前金払請求書

年 月 日

四日市市長

(組織の名称)  
代表



年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について、下記のとおり前金払によって交付されたく請求します。

記

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）  
金 円
- ・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）  
金 円

(組織の名称)

代表

様

四日市市長

印

年度多面的機能支払交付金の額の確定について（通知）

年 月 日付けの実績報告については、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第12条の規定によって、下記のとおり額を確定します。

記

交付金確定額

- (1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

金 円

- (2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円

年 月 日

## 多面的機能支払交付金の活動廃止について

四日市市長

(組織の名称)  
代表



年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画に基づく活動を廃止したいので、  
下記のとおり申請します。

### 記

1. 対象となる事業計画  
別添のとおり

2. 活動を廃止する日  
年 月 日

3. 活動を廃止する理由

4. 活動の廃止に伴う措置

四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第14条に基づき、交付金を返還します。

5. その他参考となる書類（添付書類）

・総会における活動廃止の議決資料（写し）

※その他、活動廃止理由の参考となる資料があれば添付

(組織の名称)

代表 様

四日市市長



**多面的機能支払交付金の返還について（通知）**

多面的機能支払交付金の支払済み交付金について返還事項が確認されましたので、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第14条に基づき、下記のとおり返還してください。

記

1. 返還事項

2. 返還金額

| 対象交付金           | 返還額 | 返還の対象となる期間     |
|-----------------|-----|----------------|
| 農地維持支払          | 円   | 平成 年度～ 年度の カ年分 |
| 資源向上支払（長寿命化を除く） | 円   | 平成 年度～ 年度の カ年分 |
| 資源向上支払（長寿命化）    | 円   | 平成 年度～ 年度の カ年分 |
| 計               | 円   |                |

3. 返還期日

年 月 日

4. 交付金の返還方法に係る申出

第6-2号様式「多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書」を速やかに提出してください。

## 多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書

年 月 日

四日市市長

(組織の名称)  
代表



年 月 日付け 第 号で通知のあった多面的機能支払交付金の返還方法について、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1. 交付金の返還方法

| 項 目         | 農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く）  | 資源向上支払（長寿命化）             |
|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 組織の資金から返還する | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| その他の対応      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※該当する部分にレ印をつける。

#### 2. 返還期日（返還期日の延期を申し出る場合に記載する。）

返還期日を、 年 月 日 に延期願います。

## 多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書

第 号  
年 月 日

(組織の名称)

代表 様

四日市市長



年 月 日付で届け出のあった多面的機能支払交付金の返還方法については、下記のとおり承諾します。

### 記

#### 1. 交付金の返還方法

| 項 目         | 農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く）  | 資源向上支払（長寿命化）             |
|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 組織の資金から返還する | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| その他の対応      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※該当する部分にレ印をつける。

#### 2. 返還期日（返還期日延期の申し出があった場合に記載する。）

返還期日を、 年 月 日 に延期します。



(組織の名称)

代表

様

四日市市長

印

### 多面的機能支払交付金の清算について（通知）

年 月 日付けで提出のあった 年度多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書を確認した結果、事業計画に定める当該事業の活動期間終了年度となる 年度末に交付金の残額がありますので、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第16条に基づき下記のとおり通知します。

#### 記

##### 1. 清算金額

| 区 分                     | 清算金額 |
|-------------------------|------|
| 農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く） | 円    |
| 資源向上支払（長寿命化）            | 円    |

##### 2. 返還期日

年 月 日

年 月 日

多面的機能支払交付金の清算について

四日市市長

(組織の名称)  
代表



年 月 日付け 第 号で通知のあった多面的機能支払交付金の清算については、  
下記のとおりとします。

記

【清算方法等】

| 項 目                         | 清算金額 | 清算方法                     |
|-----------------------------|------|--------------------------|
|                             |      | 返 還                      |
| 農地維持支払及び資源向上<br>支払（長寿命化を除く） | 円    | <input type="checkbox"/> |
| 資源向上支払（長寿命化）                | 円    | <input type="checkbox"/> |

※該当する部分にレ印をつける。